

令和2年度第1回秋田県社会福祉審議会議事録

日時：令和3年1月28日（木）

13時～14時54分

場所：秋田市役所3階「洋室4」

【出席者】

（審議会委員）

五十嵐知規委員、石井有良委員、石川博康委員、伊藤英紀委員、織田栄子委員、小野寺恵子委員、柏木清一委員、川嶋真諒委員、工藤留美委員、児玉長榮委員、小林儀貴委員、佐川喜一委員、佐藤寿美委員、柴田一宏委員、高橋恭康委員、時田博委員、松田知己委員、山名裕子委員（18名）

（県）

佐々木健康福祉部長、須田健康福祉部社会福祉監、小柳健康福祉部次長、伊藤淳一健康福祉部次長、伊藤香葉健康福祉部次長、佐藤健康福祉部参事兼福祉政策課長、藤原地域・家庭福祉課長、高橋長寿社会課長、千葉国保・医療指導室長、鷲谷障害福祉課長、信田次世代・女性活躍支援課長、袴田幼保推進課長

1 開会

2 健康福祉部長あいさつ

本日は、大変お忙しい中、社会福祉審議会にご出席いただき、感謝申し上げます。

この冬は、県南地方を中心に大雪に見舞われており、昨日までに亡くなられた方15名を含めて198名の死傷者が出ている。ここ数年暖かい冬が続いていただけに、大変な状況となっている。農業施設の被害なども多数発生しており、被害にあわれた皆様には心よりお見舞い申し上げます。また、除雪ボランティアに参加された方々や、その派遣の調整等を行っていただいた社会福祉協議会をはじめ、関係各位の皆様には、心より御礼申し上げます。県としても、本日補正予算の県議会への内示を行ったところであり、こうした被害の復旧や除雪対策など、予算措置を含め、様々な面で引き続き支援してまいります。

新型コロナウイルス感染症については、本県では昨日までに253名の感染が確認されており、全国的にも感染拡大がなかなか収束していない状況である。県内においては、医療機関でのクラスターも発生しており、抑え込むのに今各方面でいろいろご尽力いただいているところであるが、委員の皆様におかれても、マスクや手洗い等を含め、日頃の感染防止対策を引き続きよろしくお願ひしたい。あわせて、いろいろな方に呼びかけ等のご協力をいただけると幸いである。

本日は、新型コロナウイルス感染症の状況について参考資料を配付しているが、後ほど県の社会福祉分野における新型コロナウイルス感染症への対応に関して説明することとしている。これまでも、医療機関や介護施設等に向けての支援金、職員に対する慰労金の予

算措置などで対応してきているが、今後、補正予算によりさらに様々な対応を行っていく予定であり、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本日の議題として、子どもの貧困対策推進計画、ケアラー支援とひきこもり支援の3点を挙げている。子どもの貧困については、新たに支援団体同士のネットワークの構築を図るなど、支援の強化に取り組んでいきたいと考えており、第2次計画の策定に当たり、取組をどのように効果的に進めていくべきかについて、皆様からご意見を頂戴したい。ケアラーとひきこもりに関しては、これまでなかなか実態が掴めていなかったところでもあり、まだ集計中のものもあるが、これまでの調査結果から見えてきた傾向を踏まえ、今後の進め方や支援の仕方などについて、皆様からお知恵を拝借できれば幸いである。

その他、県の施策の推進について、それぞれのお立場から、ご意見やご提言等を賜れば、今後の福祉の向上につなげていけるものと考えている。

本日はよろしくようお願い申し上げます。

3 委員の紹介等

新任委員（3名）を紹介した。

また、秋田県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議が成立していることを報告した。

4 報告

(1) 各専門分科会・部会の開催状況について

資料1に基づき各分科会長・部会長又は所属委員から報告した。

※ 「民生委員審査専門分科会」及び「地域福祉支援計画専門分科会」については、前回の社会福祉審議会開催日（令和2年1月15日）以降は開催実績がないため、報告を省略した。

①身体障害者福祉専門分科会・審査部会（伊藤英紀委員）

身体障害者福祉専門分科会・審査部会は、年4回開催しており、前回の審議会以降は、令和2年3月12日、6月11日、9月17日、12月10日に開催している。

分科会においては、身体障害者福祉法第15条に規定する身体に障害がある者の状況の診断書を記載する医師の指定に関して審議を行っている。

審査部会においては、身体障害者の障害程度の等級に関して審議を行っている。件数については、資料に記載されているとおりである。

今後は、今年度4回目の分科会及び審査部会を3月に開催する予定となっている。

②児童福祉専門分科会家庭福祉部会（柴田一宏委員長）

児童福祉専門分科会家庭福祉部会の審議事項は、里親認定の適否や児童相談所が行う児童の児童福祉施設への入所措置等であるが、前回の審議会開催以降、部

会を5回開催している。

これらの部会においては、里親認定の適否を審議し、合計21件・34名の里親希望者について認定を適当との意見を決定し、里親登録の更新については、7件・9名の報告を受けた。

令和2年3月の部会では、令和元年に発生した事件に関して、児童の身体に重大な影響を及ぼすおそれのあった児童虐待事例の検証を行うこととした。また、児童の意向と一致しない児童の処遇及び秋田県社会的養育推進計画の策定について報告を受けた。

9月の部会では、児童の意向と一致しない児童の処遇について審議し、児童自立支援施設に入所措置することが適当との意見を決定している。

10月8日の部会では、被措置児童虐待に係る通告2件について報告を受けた。

さらに、10月29日及び12月の部会では、3月の部会から継続して、児童の身体に重大な影響を及ぼすおそれのあった児童虐待事例の検証を行った。

③児童福祉専門分科会子ども・子育て部会（山名裕子委員）

児童福祉専門分科会子ども・子育て部会は、秋田県版の子ども・子育て会議として、県の子ども・子育て支援事業支援計画である「すこやかあきた夢っ子プラン」の進行管理及び見直しについて調査審議するものである。

令和元年度においては、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」の後継計画となる「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」の策定案について審議するため、全4回の部会を開催している。

令和2年2月4日に開催した部会では、その最終案について審議し、各委員それぞれの立場から活発な意見交換を行った。

今年度は、11月17日に開催しており、令和元年度をもって計画期間が満了した「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」について、令和元年度の施策の実施状況や目標・指標の達成状況について調査審議するとともに、令和2年度から令和6年度までを計画期間としてスタートした「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」の取組状況について意見交換を行った。

④保育所専門分科会（川嶋真諒委員）

保育所専門分科会では、保育所の設置認可について審議を行っており、前回の審議会開催以降、令和2年2月28日と10月9日の2回、分科会を開催した。

2月28日に開催した分科会では、4件の設置認可を求める案件があり、その内訳は、北秋田市1件、横手市2件、東成瀬村1件の4件である。いずれも公立から民間に移行するものであり、すべて全会一致で認可すべきものとされた。

10月9日に開催された分科会では、保育所の新設に関わる案件について諮問があり、大仙市の保育所1件について、全会一致で認可すべきものとされている。

◎柴田一宏委員長

ただいまの説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

(特になし)

- (2) 福祉分野における新型コロナウイルス感染症への対応状況について
資料2及び参考資料により佐藤参事が説明した。

◎柴田一宏委員長

ただいまの説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

(特になし)

5 議事

- (1) 第2次秋田県子どもの貧困対策推進計画について
資料3-1及び資料3-2により地域・家庭福祉課長が説明した。

◎柴田一宏委員長

ただいまの説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

●五十嵐知規委員

子どもの貧困を医療面から見ると、貧困世帯の子どもは、例えばアレルギー疾患や喘息など、継続して医療を受けなければならないのに、貧困のために受けていない。また、貧困世帯のほうが虫歯が多いというデータもある。素案では、病院、診療所、歯科医等との関わりが見えないが、その点について何か考えはあるのか。

○地域・家庭福祉課長

貧困等により診察や治療を受けられないという問題は、ネグレクトになり、基本的には児童虐待の範疇である。その点は、教育現場、市町村の要保護児童対策地域協議会や児童相談所で対応しているが、ご指摘の点については、確かに計画には記載がないため、検討させていただきたい。

●伊藤英紀委員

ひとり親家庭の子どもの状況について、私は「秋田県生活福祉資金運営委員会」の委員として活動しているが、例えば、母子家庭では、新型コロナウイルス感染症の影響で生活がどんどん苦しくなっている。長年活動していて一番気になっているのが、母子家庭では別れた父親からの養育費の援助がほとんど行われていないことである。そのため、母子家庭の場合に、父親から養育費を出してもらうことを法的な措置としてできないものかと常に思っているが、その点どのように考えているのか。

○地域・家庭福祉課長

ご指摘の養育費の確保について、県内においても、実際に取り決めをしていない場合や取り決めをしていても養育費が確保されていない場合がある。先ほどの第4章の4の経済的支援の「養育費の確保の推進」の説明の中で少し触れたが、養育費確保対策の広報・啓発のほか、養育費を実際に確保できていない方に対する支援、例えば、養育費確保のための具体的な手続きに関する支援や手続き費用に対する支援などについても、今後の計画期間の中で検討していきたい。

◎柴田一宏委員長

先ほどの説明では調停制度等を啓蒙していくという趣旨の話だったが、今の説明の経済的支援の観点からは調停の申立ての費用等を県が援助するということなのか。

また、養育費を支払うという調停が成立した場合でも、実際には支払われていないことが非常に多いため、立替のような取組を考えている県もあるようだが、その点についてはいかがか。

○地域・家庭福祉課長

具体的な点については、今検討中であるが、ご指摘のとおり、他県の例等も踏まえ、どのような方法がふさわしいか検討し、事業を行っていければと考えている。

●時田博委員

基本理念を達成するための指標・目標の中で、ひとり親家庭の親の常用雇用が大きな柱になっている気がする。そのための資格取得に対する支援は大事だと思うが、受け入れる企業を増やしていかないとなかなか解決に結びつかないのではないかと思う。私は以前事務職を採用する際に、ハローワークに求人を出したことがあるが、とても多くの応募があった。働きたいのに働く場所がないというケースが多いため。その点について、企業や経営者に対する意識付けをどのようにしていくのか。例えば、少なくとも自治体との間で取引がある会社には契約の中である程度義務付けるなどの工夫を行っていく必要があると考えるが、いかがか。

○地域・家庭福祉課長

企業側のひとり親家庭の優先採用など、雇用に関しては産業労働部との連携が必要となるため、産業労働部とも状況について確認しながら、認識の共有を図っていきたい。

秋田県社会福祉会館には「ひとり親家庭就業・自立支援センター」があり、ひとり親に対する就業情報の提供や資格取得に向けた研修等を実施している。その活用も含め、資料に記載している常用雇用を確保し、ひとり親家庭の生活の安定を図られるよう支援してまいりたい。

●松田知己委員

計画の素案については、よく練られたすばらしい内容だと思うが、この計画をいかに周知し、広報し、共有するかが重要ではないか。市町村の立場としては、県と一緒に

に取り組んでいくことになるが、県として、この貧困対策について対象者となる方々に行政がこれだけ応援する姿勢でいることや、素案の巻末にある各種制度について、すべてとは言わないが、対象者が利用しておいたほうがよいと思われるものを抜粋した形で周知、広報、共有することについて、何か考えはあるか。

○地域・家庭福祉課長

実は、パブリックコメントの際にも計画の内容を周知してほしいというご意見をいただいている。先ほど説明した関係機関への配布や研修の機会を捉えて行う広報のほかにも、何か効果的なものがないか考えて周知してまいりたい。

貧困対策に関しては、必ずしも貧困に特化した内容ではない事業もあり、結果的に子どもの貧困対策につながる場合もある。例えば、ひとり親家庭等自立促進計画や社会的養育推進計画の中にも貧困対策に関連する要素が多くあり、他部局の様々な計画にも含まれているため、そうしたものとあわせて巻末の必要な事業等を周知していきたい。

また、今は発行していないが、何年か前に生活困窮者向けのパンフレットを作成したことがあり、それをもう一度見直し、困っている方に配布する方法もあるのではないかと考えている。

●松田知己委員

環境整備等の間接支援と対象者が直接利用できる直接支援があり、今の説明では間接支援もあるという話だったが、間接支援は説明してもわかりづらいため、直接支援の内容についてピックアップすることが必要である。お困りの方全員とは言えないが、必要な制度があることで一歩前に進める方がいるかもしれない。もちろん我々市町村も一緒になって進めていく立場であり、県に作成をお願いするだけでなく、県が作成したフォーマットに、各自治体が独自の支援策を付加して配布する方法も可能かと思う。いずれにせよ、広報で対象となる方々、特に支援を必要としている方々に情報が届くことが重要であるとの考えから意見を述べたところである。

●佐藤寿美委員

質問1点と要望1点を申し上げたいと思う。

質問については、素案の16ページに、指標等のそれぞれの目標として8点が示されているが、1番、2番、3番と5番について、一般世帯との差を縮小することが目標として挙げられている。確かに、一般世帯との差が大きく、その点を見てもらうことで、世の中に関心を持ってもらう一つのきっかけになることもあろうかと思うが、貧困世帯について、例えば高校進学率であれば着実に上昇させていく、高校中退率であれば下げていくといった目標そのものを示すほうがわかりやすくなるし、最後にデータで整理する時に参考として一般世帯との差を示していく方法もあるのではないかと思うので、その点の考えを教えてください。

要望については、教育現場との連携の充実等をより図ってほしいという点である。学校現場では、学力向上など様々な取組で先生方も大変お忙しいと思うが、一人ひと

りの子どもに目を向けていくことが大事だと思う。そうした意味で、先生方向けの様々な研修の実施や、あるいは、先ほど松田委員からお話があったが、具体的な様々な支援に結びつけるためにも、簡単なもので構わないが、教職員向けにどのような支援策があるのか一覧表を作成して学校と共有する方法もあろうかと思うので、検討してもらえるとありがたい。

○地域・家庭福祉課長

第1次の計画では、ある一定の時点のものを指標とし、それになるべく近づけていく目標を掲げていた。先ほどの説明ではわかりづらかったかもしれないが、例えば生活保護世帯の単年度における対象者は年度によって100人だったり、100人に満たなかったり、あるいは自分の意思で進学しないという方もいるが、そうした方がいると全体の割合がかなり少なくなってしまうことがある。そのため、単年度で目標を設定していくと、年度によって達成できたり、できなかったりと、非常にでこぼこが生じてしまう可能性がある。そこで、ある程度平均値を出して比較するのはどうかということになった。もちろん、単年度の数値については把握し、その比較もしていくが、計画としては傾向を見ていきたいということである。

2点目の教員に対する制度の周知については、教育庁と相談し、可能かどうか検討したい。各教育事務所等にはスクールソーシャルワーカーが配置されており、学校現場で困った時には対応していただけるため、教育機関との連携については、まずはスクールソーシャルワーカーをキーパーソンとして展開していきたいと考えている。それと同時に、教職員にも理解を深めていただけるようにしていければと思っている。

●佐藤寿美委員

目標値を全5年間の平均値で見えていくことを否定しているのではなく、そうした状況をきちんと見て良い傾向にあることを確認できるようにしていくことが必要だという意味で発言したところである。単年度ででこぼこが出てくることはやむを得ないが、全体として改善方向に向かっていることをストレートに目標にしたらどうかと思った次第であり、申し添えておきたいと思う。

◎柴田一宏委員長

一般世帯との格差を縮めるという形ではなく、もっと見える化してほしいというご意見だったと思うが、いかがか。

○地域・家庭福祉課長

検討したい。

●山名裕子委員

学校には、幼稚園や保育園、認定子ども園も入るのか。学校を子どもの貧困対策のプラットフォームに位置付けたり、教育の支援といったときに、乳幼児を対象とする施設はここに入るのか。

また、資料3-1の図がわかりやすいような、わかりにくいような感じで、機関を書いたり、人を書いたりするが、ここの中には先ほどの話の中の医療機関や放課後児童クラブなど、様々なものが入り込むはずであり、敢えて穿った見方をすれば書いていないのはなぜなのか、誤ったメッセージにならないだろうかと思った次第である。

○地域・家庭福祉課長

プラットフォームと位置付けているところには、幼稚園や保育所は想定していない。ただ、具体的な取組の中で、幼児教育・保育等の対応について記載しているため、そうした意味で、世代としては全世代を対象としているが、プラットフォームとしての記載はない。

また、資料3-1の図は、基本的な推進のイメージで、例示として示しているが、確かにご指摘の放課後児童クラブなど、気づきの場等として非常に重要なところが漏れていたことは大変申し訳ない。今後、付け加えるなど対応していきたい。

●工藤留美委員

ひとり親の記載について、例えば母子家庭の母など、計画内で「ひとり親」と「母子家庭」が混在している。これから周知するにあたって、敢えてこうしているのか、それともただ混在してしまっているのかについて、確認させてほしい。

また、16ページの指標の4番の「児童養護施設の子どもの進学率」の部分で、目標の全員の進学を目指すという視点は大人側の視点であり、子ども側に立った時に果たして全員の進学を目指すべきなのか。子どもが就職したいのであればそれを全力で支えることも目標に入ってもいいのではないかなと思うが、その点についてどのような考えなのか。

○地域・家庭福祉課長

基本的には、ひとり親と母子家庭は棲み分けして使用しているが、もう一度確認し、必要があれば修正させていただく。

また、全員が進学を目指すという目標については、確かにご指摘のとおりだと思う。これまでの検討の中でも、本人の希望で進学を選ばない人もいないのではないかという意見があり、その点について議論したが、結果として前回の指標と同じになったものである。

●工藤留美委員

多様性が謳われている今、令和7年に向けて進めていくにあたって、やはり進学だけがその子の幸せではないと考えている。その子はどうしたいのかというところにきっちりとより添える大人が必要だと思っている。全力で子どもの意思を支えてあげたい、進学だけがその子の幸せではないという点は、絶対に無視してはならないと思いい、発言したところである。

言葉については、32ページの補助金など、いろいろな部分で母子家庭とひとり親

が混在している。新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、今は男性も育児に大変協力的で、例えばひとり親になった後に男性が生活困窮となる場合も今後は出てくると思うので、ひとり親の言葉のほうを受け入れやすいのではないかと。これからリーフレットなどを作成する時にも、母子家庭という言葉が全面に出してしまうと、男性が困窮していてもなかなか声を上げられないのではないかと。貧困世帯の今の比率としては母子家庭のほうが多いとは思いますが、どの方にも平等に対応すべきであることを考えると、ひとり親の中の母子家庭や父子家庭という形で、言葉を使い分けたいのではないかと考えた。

○地域・家庭福祉課長

ご指摘の趣旨は承知したので、改めて点検し、制度名については修正はできないが、その他については必要に応じて修正するなど、対応していきたいと思う。

●織田栄子委員

24ページの「ひとり親に対する就労支援」の部分に、資格取得を目的に養成機関等で受講する期間中の生活費を支給するとの記載がある。就労のために必要な資格を取ろうという母子家庭の方々は一生懸命だと思うが、中には生活費目当てに資格をいくつも取ろうとして、本当に資格を取得したい人が受講できないこともあるのではないかと考えている。例えば、一人何資格まで、あるいはその資格を取ったら何年以内にその資格を必要とする企業等に就職しなければならないなどの制限はあるのか。母子家庭の関係ではないが、再雇用の関係の給付制度において、他県では、その資格を取ったら何年以内に就職をしないと返還しなければならない例などもあるようなので、この場合はどうなのかと調べて確認したところである。

○地域・家庭福祉課長

ご指摘の「高等職業訓練促進給付金事業」では、例えば、准看護師や介護士の資格を取得するために長期間給付金が支給されている。この給付金については、県でも活用を働きかけているが、実際に活用されている方はそれほど多くないのが実態であり、先ほどご指摘があったような事例はおそらくないのではないかと。むしろ、なかなか活用されていないため、そうした制度の周知が必要だと思っている。

●石川博康委員

先ほどから周知について何度か意見が出ているが、例えば、学校などの子どものコミュニティに直接周知してもよいのではないかと。周知に関しては、どうしても保護者向けをイメージしてしまうが、保護者に知的障害や精神障害があったり、理解する能力がやや乏しい場合には、子どもが中学生や高校生であれば、案外子どもと保護者が同等、あるいは子どものほうがしっかりしているように見える家庭もあるため、子どもが直接の受益者となるような支援を抜き出す形で学校等にも周知すると、子ども自身が自分はその支援の対象となるのだと気付くことができるのではないかと。そうした方向からの周知を図ってもらえればと思ったので、検討してほしい。

○地域・家庭福祉課長

ご指摘のように、どのように周知していくかについては、やはり教育委員会や教育庁との協力が必要になってくる。計画の内容のボリュームがあるため、確かにその中からピックアップするなど、どのように伝えると有効なのかも含め、検討していきたい。

また、直接全員とはならないが、例えば子ども食堂等に来ていただいた方にこうした支援があると周知するやり方もあるのではないかと今ふと思ったので、周知方法についていろいろ考えていきたい。

●川嶋真諒委員

先ほど山名委員がおっしゃったプラットフォームについて、保育所の場合は子どもの命と健康を守っているため、ぜひ対象に含めてもらいたい。私個人的には、子どもの貧困という言葉はあまり好きではなく、これは家庭や親の貧困だと思っている。

19ページに「特に配慮を要する子どもへの支援」について記載があるが、今は、親に対する支援は非常に行き届いていると私は感じていて、例えば保育料や教育費は無償となっている。配慮を必要とする子ども、例えば障害やアレルギーのある子どもが年々増えてきている状況であるが、学校の場合には、例えばスクールソーシャルワーカーや専門のカウンセラーが派遣されている。これからは保育所や幼稚園にもぜひそうした専門的な知識を持った方を派遣してほしい。今はもし相談するとすれば、特別支援学校や市の保健センターなどにしかできない状況であり、できればそうした専門的な知識を持った方を派遣してもらえるような仕組みをつくってもらえると大変ありがたい。

今このコロナ禍の中で職員も非常に苦労している。マスクを着用すると、特に0歳から2歳までの子どもは先生の顔が見えなくて怯えたりすることがあるため、顔写真をつけるなどいろいろ工夫しているが、子どもを育てる中ではこれから様々な問題が出てくると思うので、ぜひ支援をお願いしたいと思っている。縦割りの関係などいろいろあると思うが、よろしくをお願いしたい。

○幼保推進課長

アレルギー対応等、個別の支援については、施設型給付費の中にもそうした経費等が盛り込まれているが、川嶋委員のご指摘のとおり、そうした専門家の派遣等についてもニーズがあるため、機会を捉えて国に要望していきたいと考えている。また何かある場合には相談していただきたい。

●石井有良委員

希望だけ申し上げたいと思う。子どもの貧困は少々重いテーマだと思っている、この素案を拝見し、これはこれで努力してもらいたいし、貧困にスポットをあてるとこうした形になるのだろうと思っている。ただ、資料3-1の「推進方針のイメージ」では、様々な機関や人々が記載されているが、要は、これだけ多くの方が関わってい

かないと、この問題はなかなか解決できないだろうというイメージだと思う。法の趣旨を踏まえてこのような考えで新計画を作るという点については計画策定の趣旨にあるが、そこにもう少し、秋田県の子どもはこのように育て、そのために県ではこのようにしていくという理念も盛り込んで作ってもらえればと思う。おそらく、この素案のイメージのとおり、あらゆる機関や人々が皆で向かっていかないと、この問題にはわかには解決できないだろうと思うので、もし可能であれば、秋田県の理念をどこかに盛り込んでもらえるといいのではないかと思ったので、発言させてもらった。

●高橋恭康委員

私からは2点申し上げる。

一つは、第一次の計画の素案づくりのときに、高校の先生が、中退の危機にあった子どもの父親と直談判し、児童扶養手当を代理受領して子どもを卒業させたという新聞記事を紹介したことがある。教育者が子どもを直接的に退学の危機から救ったという事例から、プラットフォームにはそうした任務も含まれているのではないかと思っている。

もう一つは、44ページのアンケートの採り方についてである。アンケートの採り方は、母子世帯の20%、父子世帯の30%に配布する方法で、回収率は56%となっている。この回答をベースにいろいろ解析しているが、対象世帯をもっと増やすわけにはいかないのだろうか。これを見ると、例えば、一人でご飯を食べることがない子どもが9割など、一般家庭とさほど変わらず、ひとり親家庭の特徴がそれほど出ていない。おそらくアンケートに答えていない母子世帯の残りの80%や父子世帯の70%のほうに、本当の問題が隠れているのではないかと思う。社会的な支援のメニューは豊富に揃えられているが、ひょっとしたら、それらにアプローチして何とか子どもを育てるのだという養育の意思と能力が欠落している親が子どもを貧困の状態に落とし込んでいるのではないか。社会的養育の実態や児童虐待の事例を見ても、やはり認知能力の低い親が子どもを虐待したり、虐待する意思がないまま虐待したりと、いろいろなものが見えてくるので、その点も含め、もう少しアンケートの採り方や実態の把握の仕方を考えてもらえればと思う。

○地域・家庭福祉課長

今回実施したアンケートは、対象世帯すべてに行うことはなかなか難しく、ある程度抽出して統計学上必要な範囲で行ったものである。統計上は有効なものと考えているが、もしかしたら本当に必要な方の中にはアンケートが面倒などと思って答えなかった方もある程度いたかもしれない。策定委員会の議論の中でも、子どもの貧困が非常に見えづらく、どのようにそこを捉えていくのかという意見があった。

また、この計画のテーマではないが、養育を必要とする子どもについて、市町村の要保護児童対策地域協議会や児童相談所はもちろん、地域の中でそうした養育に欠けている子どもに気がいたら、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関で見守ったり、必要な支援につなげていくことは基本的なことだと思うので、そうしたことも含めて対応していく必要があると思う。

(2) ケアラー支援について

資料4により長寿社会課長が説明した。

◎柴田一宏委員長

ただいまの説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

●伊藤英紀委員

頭脳は明晰だが、手も足も通常のような動きができずに、すべて他人の世話にならないといけないう障害者がいる。そうすると、例えば、学校に行くにも全部親が送り迎えをしなければならない。そうした実態を何とかしないといけないうのではないかという話が私たちにも多く寄せられている。このようなケアラーについては、やはりまだ認識されていないのだろう。障害が重い方の場合にも、そうした支援の相談窓口は県庁になるのか。また、ケアラー支援の費用についても教えてほしい。

○長寿社会課長

障害のある方については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用することができる。その中の在宅サービスや、どうしても自宅で介護ができない場合には施設入所という選択肢もあろうかと思うが、そうしたサービスの組み合わせの中で支援していくことになる。障害のある方が既存の制度を活用する場合には、窓口は市町村や地域の相談支援事業所などになる。

ケアラーについては、あくまでも無償で介護をしている人、例えば障害のある親や祖父母の介護をする若い人などに対し、その悩みを受けとめたり、必要な社会資源の情報を提供したりするために、これからどのような仕組みづくりが必要かを考えてまいりたい。費用面等については、どういった支援が必要なのか、これから要望等も伺いながら考えていきたい。

●石川博康委員

ダブルケアは高齢者と子どものケアという概念だが、子育て世帯で近くに親が住んでいて交流があるようなパターンも多々ある。ケアラー支援という形で行政がダブルケアにも焦点を当てていくことは素晴らしいと思うが、この場合のケアラーについては、基本的には同居世帯のことを念頭に置いているという理解でよいか。その点がはっきりしないと対象が際限なく広がってしまうので、確認しておきたい。

○長寿社会課長

基本的には、在宅で同居している家族などを想定している。

●時田博委員

私はこの「ケアラー支援・普及啓発事業」をぜひ進めてもらいたいと思っている。私の知人に、たまたま奥様が認知症になった方がいる。その方は、教職を退職された

後、地域の福祉のために一生懸命頑張ってきたら、民生委員を務め、地域の見回り活動も一生懸命行ってきた方である。ところが、いざ自分の妻が認知症になって自分が介護する立場になったら、今まで自分が聞いてきたことといざやるのでは全く違って、精神的にも肉体的にも本当に大変だったという話をしていた。その方はたまたまそうした立場だったので、地域包括支援センターや様々な方とつながりをもって、いろいろな助言等を受けることができ、何とか切り抜けてきたみたいだが、家庭の中で介護をすることは本当に大変なことだと思う。そうした方々が様々な形でつながり、少しでも気持ちの面でケアがされると、それによって少しずつでも頑張っていくことができるのではないかと。高齢者にはこうしたオンラインを使うことは多少難しいかもしれないが、おそらくこれから事業を進めながら試行錯誤していくと思うので、ぜひいろいろなことをやりながら進めてもらえればいいのではないかと。秋田県はこれから老老介護や若者が高齢者の面倒をみるのが非常に増えてくると思うので、ぜひ進めてもらいたい。

(3) ひきこもり支援について

資料5により障害福祉課長が説明した。

◎柴田一宏委員長

ただいまの説明に関して、ご質問があれば発言をお願いしたい。

●五十嵐知規委員

裏面のグラフについて、まだ集計は途中との説明だったが、例えば、ひきこもり期間は10年以上が圧倒的に多いが、小学生の頃から10年経っても今はまだ10代や20代、30代の頃から始まったら今は40代になるので、年代ごとにひきこもり期間がどのくらいなのかをもう少し細かく分析するとよいのではないかと。

また、同様に、ひきこもりとなった経緯についても、詳しく分析してもらえると、この年代ではこのような原因が多いなど、傾向が分かってくるのではないかと。そうすると、今後の対策に生かせるのではないかと。今後はそのように分析していくということなのか。

○障害福祉課長

今回の調査にあたって、調査項目をさらに細かくし、クロス検索等もできる形にできればとも考えたが、調査対象数と民生委員の負担を考慮した結果、今、民生委員が持っている情報を調査票の中に記載していただくこととし、この調査様式を決定したものである。五十嵐委員のご指摘のような細かい分析もできればよいと思っているが、その点について実際に今の調査票からどのくらい出していけるのかは難しいところである。民生委員が記述欄に詳細な記述をしている場合もあるので、その記述とあわせて分析していきたいと考えている。

●五十嵐知規委員

非常に貴重なデータだと思うので、有効に活かしてもらいたい。

◎柴田一宏委員長

相談窓口をまずは潟上市に設置してみるとのことだが、相談に来られる方はどのような方を想定しているのか。

また、周知の方法については、どのように考えているのか。ひきこもりの方が自ら来るとは考えにくいようにも思うので、その点についてどのように検討したのかを教えてください。

○障害福祉課長

相談の対象者は、もちろん家族がひきこもっていて困っている方、あるいは、自分自身ひきこもっていることに対して何とかしなくてはと思っている当事者になろうかと思うが、ひきこもっている方をいかに相談につなげるかというのが本当に難しいことだと思っている。まずは、根気強く、ひたすら相談できる窓口があることを徹底的に周知することが大事だと思うので、広報はもちろんのこと、そのような心配をされていると思われる家々へのチラシの配布、研修等の実施などにより、周知をしていきたいと考えている。4年ほど前に、先進事例の藤里町社会福祉協議会に勉強に伺ったが、その時に藤里町社協が話していたのは、とにかく各家々にチラシを置き、それを親が本人に見るように強制するのではなく、パッと目に付いたときにこういうところもあると認識していただくようにすることが大事だと。そうすれば、問題意識を持っていたり、何とかしたいと思っている親や本人から連絡が来ると。やはり強制的に引張り出そうとするのではなく、そうした機が熟せるよう、辛抱強く、粘り強く取り組んでいけたらと考えている。

◎柴田一宏委員長

藤里町社協では、結局就労の場がないと自主的な解決にならないということでいろいろ取組をやっているようだが、県の事業は、まだ始まったばかりではあるが、将来的にはそのようなことも考えているのか。

○障害福祉課長

ひきこもりの方々がそこに至った経緯については、資料のグラフにもあるとおり様々であり、学校関係でつまずいたり、就職で挫折した方々については就労等の支援、発達障害や統合失調症などの方々については医療につなげるなど、その方に合った支援の仕方を進めていくことができる体制とする必要がある。そのためには、やはり相談を的確に受けられる相談員が大事だと思うので、人材育成にも力を入れていきたいと考えている。

●伊藤英紀委員

私も相談を受けてひきこもりの方がいる家庭に行ったことがあるが、ひきこもりになるタイミングが一番多いのはやはり小学校以下だ。小学校に行かない人がひきこも

りになっているような感じを受けている。本人と会おうとしても、基本的には他人と会うのが絶対嫌で家にこもっているので、私たち素人ではとても対応できるものではない。下手に関わっても、かえってマイナスの結果になるおそれがあるので、対応に困っている。専門的な知識がある本当の専門家でないと、このひきこもりについては対応できないのではないかと考えている。

○障害福祉課長

民生委員からの意見にも、やはりどのように接してよいのか、どのように相談につなげてよいのかわからないという意見が多数あった。本当に難しい仕事だと思っている。ただ、民生委員などの役割としては、直接ひきこもりを何とかしていただくということではなく、あくまでも専門の相談窓口につないでいただくことがメインになるかと思う。そのためにどのような対応を取ったらいいのかについては、県のひきこもり相談支援センターでも研修を実施しており、今後も引き続き研修を続けていくので、そうしたことを通じて支援の強化を図っていければと考えている。

6 その他

◎柴田一宏委員長

次に、次第の6のその他に入りたいと思うが、今日審議していただいた事項に関連すること、あるいはそれ以外にも普段から何かお考えになっていることがあれば、ご発言をお願いしたい。

(特になし)

◎柴田一宏委員長

本日は貴重なご意見を多数いただいたので、事務局で整理してもらい、今後の施策に生かしていけるようお願いしたいと思う。

事務局からは何か連絡事項はあるか。

(特になし)

7 閉会